

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日が休日に当
たるときは、そ
の翌日)

目 次

◇ 条 例
鳥取県議会議員選挙におけるポスター掲示場の設置に関する条例

鳥取県吏員等退職年金及退職一時金ニ関スル条例等の一部を改正する条例等の一部を改正する条例

各選挙区県議会議員数条例の一部を改正する条例

鳥取県議会議員選挙立会演説会に関する条例の一部を改正する条例

危険物取扱者試験委員に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県特別医療費助成条例の一部を改正する条例

鳥取県青少年健全育成条例の一部を改正する条例

鳥取県営病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県改良普及員資格試験条例の一部を改正する条例

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

◇ 規 則
鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

条 例

鳥取県議会議員選挙におけるポスター掲示場の設置に関する条例をここに公布する。

昭和五十七年十二月二十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県条例第三十二号

鳥取県議会議員選挙におけるポスター掲示場の設置に関する条例

(設置)

第一条 鳥取県議会議員の選挙においては、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号。以下「法」という。）第百四十四条の二第八項の規定に基づき、法第百四十三条第一項第五号のポスターの掲示場（以下「ポスター掲示場」という。）を設ける。

2 ポスター掲示場の設置に関する事務は、市町村の選挙管理委員会が行う。

(総数の減少)

第二条 市町村の選挙管理委員会は、特別の事情がある場合には、あらかじめ鳥取県選挙管理委員会の承認を得て、法第百四十四条の二第九項本文の規定により算定したポスター掲示場の総数を減ずることができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、次の一般選挙から施行する。
(鳥取県議会議員選挙におけるポスター掲示場の設置に関する条例の廃止)
- 2 鳥取県議会議員選挙におけるポスター掲示場の設置に関する条例(昭和五十三年十二月鳥取県条例第三十五号)は、廃止する。

鳥取県吏員等退職年金及退職一時金ニ関スル条例等の一部を改正する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和五十七年十二月二十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県条例第三十三号

鳥取県吏員等退職年金及退職一時金ニ関スル条例等の一部を改正する条例等の一部を改正する条例

(鳥取県吏員等退職年金及退職一時金ニ関スル条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第一条 鳥取県吏員等退職年金及退職一時金ニ関スル条例等の一部を改正する条例(昭和五十六年三月鳥取県条例第二号)の一部を次のように改正する。

附則第四項中「昭和五十六年六月分」を「昭和五十七年七月分」に、

「五十三万三千七百六十六円」を「五十五万二千二十四円」に改める。

(恩給の年額の昭和五十七年改定に関する条例の一部改正)

第二条 恩給の年額の昭和五十七年改定に関する条例(昭和五十七年六月鳥取県条例第十七号)の一部を次のように改正する。

第二条に次の一項を加える。

6 県吏員等に給する通算退職年金及び県吏員等の遺族に給する通算遺族年金については、昭和五十七年七月分以降、その年額を、第一項第一号中「五十三万三千七百六十六円」とあるのは、「五十五万二千二十四円」と読み替えて、前各項の規定に準じて算定した額に改定する。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 第一条の規定による改正後の鳥取県吏員等退職年金及退職一時金ニ関スル条例等の一部を改正する条例の規定及び第二条の規定による改正後の恩給の年額の昭和五十七年改定に関する条例の規定は、昭和五十七年七月一日から適用する。

各選挙区県議会議員数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和五十七年十二月二十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県条例第三十四号

各選挙区県議会議員数条例の一部を改正する条例

各選挙区県議会議員数条例（昭和二十六年三月鳥取県条例第九号）の一部を次のように改正する。

本則中「鳥取市 八人」を「鳥取市 九人」に、「倉吉市 四人」を「倉吉市 三人」に改める。

附 則

この条例は、次の一般選挙から施行する。

鳥取県議会議員選挙立会演説会に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和五十七年十二月二十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県条例第三十五号

鳥取県議会議員選挙立会演説会に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県議会議員選挙立会演説会に関する条例（昭和四十一年十二月鳥取県条例第三十六号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項を削る。

附 則

この条例は、次の一般選挙から施行する。

危険物取扱者試験委員に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和五十七年十二月二十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県条例第三十六号

危険物取扱者試験委員に関する条例の一部を改正する条例

危険物取扱者試験委員に関する条例（昭和三十四年十二月鳥取県条例第四十五号）の一部を次のように改正する。

第一条を次のように改める。

（設置）

第一条 消防法（昭和二十三年法律第八十六号）第十三条の四第一項の規定に基づき、危険物取扱者試験の実施に関する事務を行わせるため、危険物取扱者試験委員（以下「試験委員」という。）を置く。

第二条第一項中「十人」を「七人」に改める。

附 則

この条例は、昭和五十八年一月二十三日から施行する。

鳥取県特別医療費助成条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和五十七年十二月二十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県条例第三十七号

鳥取県特別医療費助成条例の一部を改正する条例

鳥取県特別医療費助成条例（昭和四十八年七月鳥取県条例第二十七号）の一部を次のように改正する。

第一条中「老人」を「身体障害者」に、「行なう」を「行う」に改める。
第三条を次のように改める。

（助成）

第三条 知事は、市町村が別表に掲げる者（生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）による保護を受けている者並びに同表第三号及び第四号に掲げる者で老人保健法（昭和五十七年法律第八十号）の規定による医療を受けるものを除く。）の医療費のうち、社会保険各法その他の法令の規定により被保険者等が負担することとなる費用（以下「被保険者等負担金」という。）について助成するときは、当該市町村に対し、その助成に要する経費について補助金を交付する。

2 前項の規定による補助金の額は、同項の助成に要する経費の額（別表第三号から第五号までに掲げる者の被保険者等負担金について助成する場合において、その助成に要する経費の額が、被保険者等負担金の額から老人保健法第二十八条の規定の例により算定した一部負担金の額に相当する額を控除した額を超えるときは、当該控除した額）の二分の一に相当する額とする。

別表を次のように改める。

別表（第三条関係）

- 一 身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第四項の規定により交付を受けた身体障害者手帳に身体上の障害の程度が一級又は二級である者として記載されている者
- 二 児童相談所又は精神薄弱者更生相談所により重度の精神薄弱者と判定された者
- 三 治療が特に困難な疾病又は経過が慢性にわたり患者等の負担が大きい疾病で規則で定めるものにかかつている者で規則で定めるもの
- 四 母子及び寡婦福祉法（昭和三十九年法律第二百二十九号）第五条第一項に規定する配偶者のない女子で現に義務教育終了前の児童（十五歳に達した日の属する学年の末日以前の児童をいい、同日以後引き続き中学校又は盲学校、聾学校若しくは養護学校の中学部に在学する児童を含む。以下同じ。）を扶養しているものうち規則で定めるもの及びその者が扶養している義務教育終了前の児童
- 五 一歳未満の者

附 則

（施行期日）

1 この条例は、昭和五十八年二月一日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日前に受けた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

鳥取県青少年健全育成条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和五十七年十二月二十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県条例第三十八号

鳥取県青少年健全育成条例の一部を改正する条例

鳥取県青少年健全育成条例（昭和五十五年十二月鳥取県条例第三十四号）の一部を次のように改正する。

第十九条第四号中「若しくは塗料」を「、塗料若しくは閉そく用若しくはシーリング用の充てん料」に改める。

附 則

この条例は、昭和五十八年一月一日から施行する。

鳥取県営病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和五十七年十二月二十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県条例第三十九号

鳥取県営病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県営病院事業の設置等に関する条例（昭和三十九年三月鳥取県条例第十二号）の一部を次のように改正する。

第九条中「並びに保健婦及び」を「及び看護師、保健婦並びに」に改める。

附 則

この条例は、昭和五十八年四月一日から施行する。

鳥取県改良普及員資格試験条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和五十七年十二月二十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県条例第四十号

鳥取県改良普及員資格試験条例の一部を改正する条例

鳥取県改良普及員資格試験条例（昭和二十七年十二月鳥取県条例第五十九号）の一部を次のように改正する。

第四条を次のように改める。

（受験資格）

第四条 試験は、次の各号の一に該当する者でなければ受けることができない。

一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による大学（同法第六十九条の二に規定する短期大学（以下「短期大学」という。）を除く。）

く。) において農業(生活改良普及員資格試験にあつては、家政(生活を含む。)。 以下同じ。) に関する正規の課程を修めて卒業した者又は試験の実施期日から起算して一年以内に卒業する見込みの者

二 短期大学、都道府県立農業講習所、都道府県立農民研修教育施設(農林水産大臣と協議して設置されたものに限る。 以下同じ。)、財団法人農民教育協会鯉淵学園若しくは学校法人自由学園最高学部第二部において農業に関する正規の課程を修めて卒業した者、果樹試験場、野菜試験場及び茶業試験場農業技術研修規程(昭和三十六年農林省告示第千三百六十号)による研修課程を修了した者又は農業技術研究所及び農業試験場農業技術研修規程(昭和三十四年農林省告示第四百十六号)による研修課程を修了した者で、卒業又は研修課程修了後試験の実施期日までに、次のイ若しくはロの職務に従事した期間又はこれらの期間を通算した期間が二年(農業に関する正規の課程の修業年限が三年である短期大学又は教育機関の当該課程を修めて卒業した者にあつては、一年)以上に達するもの

イ 国、地方公共団体その他法人格を有する団体の農業に関する試験研究機関又は学校教育法による高等学校その他これらと同等以上の教育機関における農業に関する試験研究又は教育

ロ 国、地方公共団体その他法人格を有する団体における農業に関する技術についての普及指導

三 短期大学、都道府県立農業講習所若しくは都道府県立農民研修教育施設において農業に関する正規の課程を修めて卒業した者又はこれらと同等以上の学力を有する者を入学又は入所資格とする教育機関において農業に関する課程を修めて卒業した者で、卒業後試験の実施期日

までに、当該教育機関における修業年限と前号イ若しくはロの職務に従事した期間又はこれらの期間を通算した期間が二年(農業に関する正規の課程の修業年限が三年である短期大学又は教育機関の当該課程を修めて卒業した者にあつては、一年)以上に達するもの

四 学校教育法による高等学校を卒業した者又は大学入学資格検定規程(昭和二十六年文部省令第十三号)による検定に合格した者で、卒業又は検定合格後試験の実施期日までに、第二号イ若しくはロの職務に従事した期間又はこれらの期間を通算した期間が六年以上に達するもの

2 次の表の上欄に掲げる区分に従い、同表の中欄に掲げる項目ごとに、前項第一号に規定する大学において、それぞれ同表の相当下欄に掲げる学科の正規の課程を修めて卒業した者又は試験の実施期日から起算して一年以内に卒業する見込みの者で、同表の中欄に掲げる項目に関する科目を修め、当該項目に関し同号に規定する大学において、農業に関する正規の課程を修めて卒業した者又は試験の実施期日から起算して一年以内に卒業する見込みの者と同等以上の学力を有する者と知事が認定したものは、同号の大学の卒業生又は卒業見込み者とみなす。

区 分	項 目	学 科
農業改良普及員資格試験	農学・園芸	教育学科 理科
	農芸化学	教育学科 理科 工科
	農業機械	工科

生活改良普及 員資格試験	農業土木 農業経済・農業経営	工科 経済科 経営科
被服	被服	教育科
食物	食物	教育科 理科 医科 薬科 農科
住居	住居	教育科 工科
家庭管理	家庭管理	文科 教育科 経済科
児童	児童	文科 教育科

第五條第一項を削り、同条第二項中「(前項の学校を除く。)」を削り、同項を同条第一項とし、同条第三項を同条第二項とし、同条第四項中「第二項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第五項を同条第四項とする。

附 則

- この条例は、昭和五十九年四月一日から施行する。
- 昭和五十九年度の改良普及員資格試験に限り、昭和五十七年度に改正前の鳥取県改良普及員資格試験条例第四條第一項第二号に規定する学校又は教育機関のうち農業(生活改良普及員資格試験にあつては、家政)に関する正規の課程の修業年限が三年である学校又は教育機関に入学し、又は入所した者で、試験の実施期日から起算して一年以内に卒業する見込みのものは、改正後の鳥取県改良普及員資格試験条例第四條第一項第二号の規定にかかわらず、受験資格を有するものとする。

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和五十七年十二月二十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県条例第四十一号

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例(昭和三十四年十二月鳥取県条例第四十九号)の一部を次のように改正する。

別表第一の第一種県営住宅の表中

五十六年	富益	米子市大
------	----	------

崎
を
四八

五十六年	富益第一	米子市大崎
五十七年	富益第二	米子市大崎

に改める。

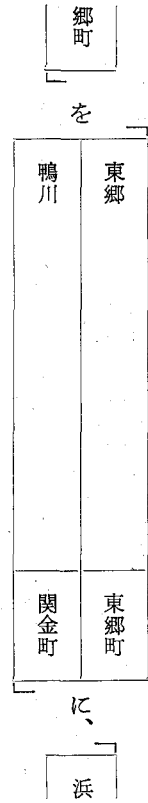
四八	二四
----	----

別表第一の第二種県営住宅の表中

四十五年	八東第一	八頭郡
------	------	-----

八頭郡家町大字米岡						六						を																							
五十七年	五十七年	五十七年	五十七年	五十七年	五十六年	小江尾第二	浜の上第三	鴨川	若葉	丸山	宮岡	五十七年	五十七年	五十七年	五十七年	五十六年	小江尾第二	浜の上第三	鴨川	若葉	丸山	宮岡	五十七年	五十七年	五十七年	五十七年	五十六年	小江尾第二	浜の上第三	鴨川	若葉	丸山	宮岡		
日	西	東	八	八	八	日	西	東	八	八	八	日	西	東	八	八	八	日	西	東	八	八	八	日	西	東	八	八	八	日	西	東	八	八	八

別表第二の表中						集第一、集第二及び船岡						船岡町						を																	
野郡江府町大字江尾						伯郡中山町田中						伯郡関金町大字安歩						頭郡若桜町大字浅井						頭郡船岡町大字船岡						頭郡家町大字米岡					
二						八						六						六						六						六					
に改める。						に						に						に						に											



の上第一及び浜の上第二
 中山町 を
 浜の上第一、浜の上

第二及び浜の上第三
 中山町 に、
 小江尾

江府町 を
 小江尾第一及び小江尾第二
 江府町

に改める。

附 則

この条例中別表第一の改正規定のうち第二種県営住宅の表の八東第一団地、小鴨団地、小江尾第一団地、丸山団地、若葉団地及び小江尾第二団地に関する部分並びに別表第二の改正規定のうち丸山団地、若葉団地及び小江尾第二団地に関する部分は公布の日から、その他の改正規定は規則で定める日から施行する。

規 則

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十七年十二月二十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県規則第五十五号

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則（昭和三十七年十二月鳥取県規則第七十号）の一部を次のように改正する。

別表の第二種県営住宅の表中

小江尾 を 小江尾第一 に、

宮 岡 二四、九〇〇円 を

宮 岡	二四、九〇〇円
丸 山	二七、二〇〇円
若 葉	二七、六〇〇円
小江尾第二	二四、〇〇〇円

に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。